

○伊勢広域環境組合職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則

平成13年 5月17日

組合規則第12号

改正 平成14年10月31日

平成16年11月26日

平成17年11月 1日

平成20年 4月30日

(目的)

第1条 この規則は、伊勢広域環境組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年条例第13号。以下「条例」という。）の規定に基づき、特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給について定めることを目的とする。

(支給額及び支給の基準)

第2条 条例第3条に定める手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、別表のとおりとする。

(支給日)

第3条 手当は、当月分を翌月21日に支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年10月31日組合規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則（平成16年11月26日組合規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、いなべ市については平成15年12月1日、伊賀市については平成16年11月1日から適用する。

附 則（平成17年11月1日組合規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月30日組合規則第4号）

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

特殊勤務手当支給基準及び支給額表

種 類	勤 務 内 容	支 給 額	
		単 位	額
現場処理業務従事 手当	清掃工場、クリーンセンター、斎場において現 場作業に2時間以上従事したとき。	日 額	500円
危険業務従事手当	著しく作業困難な特殊現場（炉内、集塵機内、 煙道等）において作業したとき。	日 額	3,300円
災害時出勤手当	伊勢広域環境組合災害対策要綱の規定に基づ き、正規の勤務時間外に招集を受けたとき。	日 額	1,000円